

船舶インシデント調査報告書

令和元年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和元年6月23日 17時35分ごろ
発生場所	長崎県雲仙市小浜港 千々石二等三角点から真方位183° 1.3海里付近 （概位 北緯32° 44.9′ 東経130° 11.9′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、船外機に燃料油の供給ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年7月3日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ3m未満） なし、個人所有 ガソリン機関（船外機）、4サイクル、出力1.47kW、回転数毎分4,500、1気筒、ボア55mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者ほか友人1人が乗り、漂泊して釣りを行っていたところ、風が強くなってきたので帰航しようとしたが、船外機が始動せず、運航不能となった。</p> <p>本船は、操縦者が海上保安庁に本インシデントの発生を通報した後、海上保安庁の要請を受けて来援した水難救済会の所属船舶に揚収され、雲仙市富津漁港に戻った。</p> <p>船外機は、本インシデント後、修理業者が点検したところ、気化器（キャブレター）に詰まりが確認され、燃料油が供給できなくなっていることが判明した。</p> <p>船外機は、機関製造会社が運転時間100時間又は6ヶ月毎の点検整備を行うように推奨していたが、本船では、それに沿った点検が行われていなかった。</p> <p>本船は、ゴム製ボートであり、オールの装備がなかった。</p>
分析	本船は、機関製造会社が推奨する時期に沿って船外機の点検整備が行われていない状況下、漂泊中、気化器に詰まりが生じたことから、船外機に燃料油の供給ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、機関製造会社が推奨する時期に沿って船外機の

	<p>点検整備が行われていない状況下、本船が漂流中、気化器に詰まりが生じたため、船外機に燃料油の供給ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 気化器は、機関製造会社の推奨する時期に点検を行うこと。・ 不測の事態に備え、オールを装備しておくことが望ましい。